



和洋條約雜說

鈴木從六郎

紙教六十二枚

1061



414  
A 9C3



洋條約雜說

原名ノヲツ、ラン、トリ、イワロツ、  
チウ、シマ、パン、エ、イ、ワ、ロ、ツ、

貿易條約

定例運上ノ條、  
定例運上ノ條、  
定例運上ノ條、

定例運上ノ濫觴ヲ按スルニ其由テ來ル一久シ

テ既ニ貿易アルハ定例運上ノ

鮮ナシアテン人ヲ見ルニ穀物等ノ諸物外國ヨ

リ輸入シ或ハアテツカヨリ品物ヲ輸出スレハ

税ヲ課スル一品物ノ價百ゴトニ二十ニ下ラス

羅馬帝國ノ諸港ニテモ輸出入税ヲ収メテ歳入

ノ中之ヲ以テ甚タ重シトス但シ其課スルノ割

合ハ常ニ動テ定マラス其詳ナルハ今得テ考フ

大正十一年四月  
隈侯爵郵寄贈

ベカラズ然レモシロノ書ヲ見ルニ當時シシ  
リヨリ輸入スル穀ノ輸入税ハ百コトニ五十  
リト去フ又羅馬ノ東帝國ノ時代ニ於ケルモ其  
税ノ重キ一百分ニ十二分五厘ニ下ラスト去  
フモ現ニ知ル所ナリ而シテ此等ノ諸税ヲ課スルハ  
品物ノ價ニ準シテ收ムルノ法ヲ用ヒテ別法ヲ  
用ヒシノ例ヲ聞カス又税ヲ課スルノ普通ニシ  
テ品物ノ輸出入ニ於ケルノミナラス國中ニ品  
物ヲ運輸スルニモ税ノアラサルハナシ是レ亦  
知ラズンハヤルベカラズ

史冊アルヨリ以來能各國制度ノ詳ナルヲ考フ  
ルニ歐洲各國隨處此法ノ行ハレサルハナシ又  
輸出入税ハ各國之ヲ設ケテ之ヲ天然ニ令フノ  
税ト為ス英國ニ於テハノルマン人攻メ前既ニ  
之レアリ此税ノ定例運上ト名クル者ハ古來ヨ  
リ風習トナリ即チ定例トナリテ凡ソ品物國中  
ノ道路ヲ過キ或ハ橋梁津頭ヲ度リ又ハ外國ニ  
輸出シ外國ヨリ輸入スレハ必ラス此税アリシ  
故ナリ而シテ此等ノ税源ト品物ノ價ニ準シテ收  
メシニ品物ノ輕重多少ニ準シテ收ムルノ法漸

マッコロツク氏  
貿易字書  
ニ出ツ

カニ行ハレ一時ニ西法ヲ以テ収ムル事マ、  
レアリテ不公平ニシテ且整齊ナラス遂ニ千七  
百八十七年ニ至テハ勢ヒ其法ヲ更張セサルヲ  
得ス當年定例運上改定ノ法ヲ定メタリ抑、此法  
ノ主意スル所ハ從來ノ諸税ハ一切之ヲ廢シ之  
ニ代フルニ其諸税ノ總高ト等シキ一箇ノ税ヲ  
設ケテ各品ヨリ之ヲ収メントスルニ在リ然ル  
ニ未ダ幾ナラスフレンスト戦争ノ間収税法ノ  
變革スル者少ナカラズシテ千八百二十五年ニ  
至リテ又定例運上改定ノ法ヲ設ケタリ而メ千

七百八十七年ヨリ當年ニ至ルマテ此間條例ヲ  
設ケル事幾許ナリヤト去フニ千七百八十七年  
ヨリ以來新メニ條例ヲ設クル者四百四十三ニ  
シテ之ヲ約スルニ十一卷ニ下ラス是ヲ以テ其  
條例ノ多キヲ知ルニシ然ルニシマ、ロベルトペ  
ール更ニ収税法ヲ改正シテ千八百五十三年ニ  
第三ノ定例運上改定ノ法ヲ頒行セリ此改定ノ  
法モ千八百六十年ノ第四ノ改定ノ法ヲ以テ必  
シク變更シタリト虽モ英國現今輸出入客商歳  
入ノ諸法ハ之ニ掲クル者ト多クハ相同シ

フランスニ於テ(英國ニ於ケルト同シク)元來  
高賣物ニ税ヲ課スルハ甚ニ限ラズ内國ニ於テ  
モ之ヲ收メ此州ヨリ彼州ノ間或ハ甚シキハ此  
村落ヨリ彼村落ノ間ニテ之ヲ收メタリ唯今ハ  
ハ今ヲ距ル事二百年以前ハレイルヨリレヨン  
マチ羅敏一俵ヲ送ルニ途中ニテ税ヲ納ムル事  
九度ニ及ヘリ日テ千六百六十四年ニコルベル  
ト氏之ヲ國ノ進歩ニ害アリトシテ此弊ヲ矯メ  
ントセシニ諸州ノ官吏此權利ヲ捨ツルニ思ヒ  
スシテ荏苒キ百九年ニ至リテ彼ノ大改革ノ

際ニ品物ノ内國税ヲ取ルカ如キノ弊ハ一掃シ  
テ遺ス所ナシ而メ外國交易ニハ寛大ノ收税法  
ヲ作りテ之ニ代ヘシニ未タ幾ナラスナホレラ  
シ此新法ヲ廢シ外國品物ノ輸入ハ殆ント一切  
之ヲ禁シ或ハ否サルモ勢ヒ貿易ヲ行ヒ難キノ  
税法ヲ定メタリ而メ此法永ク行ハレ唯ムシ  
ク変更スル所アルノミニテ千八百六十年ニ至  
レリ此年ニナホレチ第三世英國ト貿易條約  
ヲ取結ヒ自由交易ノ說ヲ主張シ当年ヲ自由交  
易ノ元年トメ祝シタリ而メ此條約後次テ他國

ト同様ノ條約ヲ取結ヒ凡テ輸入ノ禁制ヲ除キ  
 之ニ代ヘルニ相当ノ稅ヲ課スルノミ其稅ハ多  
 クモ品物ノ價百コトニ二十五ニ上ラス、  
 今存スル所ノ輸出入稅ノ法ヲ以テ得ル所ノ金  
 高ハ各國同シカラズト雖モ惣體ノ勢ヲ論スレ  
 ハ漸々ニ減却スルノミ是他トシ十二年以來  
 歐洲各國ニ於テ稅ヲ減少ルニ由ルノミ而シテ  
 各國ノ歲入中輸出入稅ヲ以テ得ル所幾多ナル  
 ヲ左ニ千八百五十九年ト千八百七十二年ノ兩  
 年ノ表ヲ出シテ參考ニ備フ

千八百五十九年 千八百七十二年

合衆國

九十三 歲入ノ百 六十 歲入ノ百

ノルウエー 五十九 五十九

去皇領 五十八 未詳

スウエーデン 三十六 三十四

スウヰツランド 三十五 四十

イングランド 三十三 二十七

ハノーヴァー 二十六 未詳

サクシヨニー 十五 全

バハリア 十四 全

ドイツ	モント	十三	八
フランス		十二	十七
ロシア		十一	四
プロシヤ		十	未詳
ベルギー	ユーム	九	八
アラス	トリマ	八	五
ワルデン	ベルグ	五	未詳
オランダ		四	四

此表ニ據テ考フルニ各國ノ政府ノ輸出入ノ税ヲ以テ錢ヲ算ルハ唯、其見込ト其求ムル所ニ

從ヒ又其國貿易ノ多少隆替ニ從フモノナリト  
 例ハ合衆國ニ於テ戦争ノ前ハ歳入ノ中輸出入税十分ノ九ヨリ多クニ居ルハ上ノ表ニ見ユルカ如シ又戦争後ニ至リテハ歳入ノ増スル夥多ニシテ内國運上ヲ増シタルヲ以テ輸出入ノ割合ハ大ニ減少シタリト虽モ千八百七十二年其輸出入税ヨリ得タル金高ハ歳入七億五百万ポンドノ總高ノ中四億三百萬ポンドナリ英國ニ於テハ輸出入税ノ入高千四百年ニ於テ八萬ポンドヨリ漸々ニ上リテ当百年ノ始ノニ

政風便覽  
 見合ハス  
 へシ

一億<sup>千</sup>四百萬「ポンド」ニ上リ千八百六十三年ニ  
二億<sup>千</sup>四百萬「ポンド」ニ上リ再々下リテ千八百  
七十二年ニ二億<sup>千</sup>「ポンド」ニ至レリ勿論英國ニ  
於テハ三十年已來輸出入税ヲ廢スル一億<sup>千</sup>四  
百萬「ポンド」ノ多キニ至レリ然レ氏此間交易ノ  
隆盛ヲ極メタルヲ以テ之カタメニ缺乏ヲ覺  
ル<sup>ニ</sup>テナシ「フランス」ニ於テハ近來輸出入税ヨリ  
得ル所六百萬「ポンド」ナルニ「フランス」ニ於テハ  
總カニ八十萬「ポンド」ニ過キス○英國ニ於テ輸  
出入税ヲ集メル入費ハ總高ノ百<sup>五</sup>分五

厘ナリ

爰ニ會計ノ逼迫ト内國ヲ削クトノ諸情實アリ  
各國ノ政府條例ヲ定メテ外國ノ品物ヲ自國ニ  
於テ賣ラシムルニ此情實ヲ顧ミサル能ハズ然  
ルニ輓迄マデハ更ニ別種ノ情實アリテ其議論  
ヲ動カシタリ其情實トハ第一ニ外國産ノ同物  
ヲ輸入スルヲ禁シ或ハ輸入品ニ莫大ノ税ヲ課  
シテ之ヲシテ内國産ヨリ高價ナラシメテ國內  
ノ製造者ヲ保護シ第二ニハ外國ヨリ特許ヲ我  
ニ與ヘル者アテハ我ヨリモ特許ヲ與ヘ又税法



ノ上ニテ利益ヲ興ヘテ之ニ報エル等ノ事ナリ  
上ノ二件ノ如キハ實ニ會計ニ関スルモノニア  
ラス其歳入ニ効驗アルハ直ニ來ラスノ暗ニ來  
ルナリ然ルニ或ハ以爲ラク上ノ二件如クハ内  
國ノ交易ヲ開キ隨テ國中財ヲ發シテ到底歳入  
ヲ増加スルノ甚多シト交易未タ盛ナラス諸國  
ノ物産ヲ開クノ未タ遍チカラサル以前ハ其稅  
或ハ當レルモ知ルベカラズ然レ氏其說ノ確定  
ナラサルハ今衆人ノ知ル所ニシテ保護ノ說ハ  
(格別ノ場合)之ヲ除キ遂ニハ之ヲ依頼スル者

ノ害トナル事是ニ二國ノ間ニ於テ獨リ自國ノ  
タノニ特別ノ獎勵ヲ行ヒ保護ノ說ヲ行フモ敢  
テ良策ト謂フベカラサル事ハ今衆人ノ了解ス  
ル所ナリ交易ノ模様以前ノ如クナルハ保護ノ  
說モ却テ實ノ利益アリテ一時止ムヲ得サル事  
アリシト虽モ今日經驗スルニ純粹ノ保護稅ト別  
段ノ立法ハ決シテ政羅巴ニ於テ行フヘカラサ  
ル事ト其位置平等ナル國ノ間ニテ私ノ処置ヲ  
行ハハ終ニ成就セス國々ノ間ハ家族ノ中ニ於  
ケルカ如ク一人ノ利ハ衆人ノ利ナル事年ヲ逐

テ倍明白トナレリ

然レモ如此ノ説ハ全ク今日ノ事ニシテ中古ヨリ近世ニ至ルマテ各國皆已ラ思フ而已ニシテ外國人ト外國ノ事ハ凡テ之ヲ嫉惡シ或ハ敵視スルニ至レリ曾テ英國其外ノ諸國ニ於テ外國人ハ其同國人ノ負債犯罪ニ付テ責ニ任シ外國人ハ遺囑ヲ以テ其產業ヲ處置スル<sup>能</sup>ハス其身死スレハ其產業盡ク其國君ノ有ニ歸ス此野蠻ノ風俗ヲ名ツケテ外國人ノ相續人トナルノ推トコフ此風俗ノ政羅巴ニ於テ全ク廢セラレ

シハ千八百廿七年ナリト云フ又破船ニ関スル法ハ其國ノ王或ハ其破船アリシ海邊ノ地主ノタメ莫大ノ利益ニシテ一時セルマニイニ於テハ人民寺院ニ到リテ其海岸ニ於テ破船ノ多クラン<sup>1</sup>ヲ公然ト祈禱シ夫ノ名高キ法学者トイマシウスノ如キハ此祈禱ヲ是トメ論説ヲ著ハセシト云フフランスニ於テモ破船ノ品物ヲ没収スルノ例ハ千六百八十一年ロウオオ第<sup>14</sup>世ノ命ヲ以テ初メテ廢セリ英國ニ於テハ千四百年代ニ當リ法ヲ建テ破船ノ人ト品物ヲ保護

シタリト雖實ニ其法ヲ行ヒシハ千八百年代マ  
テハ~~北~~レナクシテ当今ト雖英國ノ海岸ニヨリ  
テハ破船ヲ掠奪スル~~レ~~其例少ナカラス但シ千  
八百四十三年千八百五十四年ニ新ニ嚴法ヲ定  
メテ之ヲ禁止セントセリ

諸國ノ形勢此ノ如クニシテ人民外ニ出ツル時  
其身命<sup>ト</sup>產業ノ保護ハ其偶居ノ國ノ民法ヨリ得  
ル事能ハサレハ貿易ヲ事トスル國々ニハ互ニ  
約條ヲ以テ其保護ヲ受ケン事ヲ願ヘリ~~タ~~例  
ハ千三百二十五年ノ條約ニ去~~テ~~フウエニースノ

商人ト水夫ト十年ノ間英國ニ來ルノ權ヲ得テ  
其高賣物ヲ賣捌キ安全ニ歸國スルノ自由ヲ得  
ベシ但シ他人ノ負債又ハ犯罪ノタメニ其身體  
ト私有品ヲ抑留サル~~ハ~~事ナシト  
千五百年代千六百年代千七百年代ノ貿易條約  
書ニハ上文ノ如キ條約甚タ多シ

貿易條約ヲ取結フ主意ハ商人等ヲ保護スルヲ  
第一トナシ第二ニハ戦争ノ間局外中立者~~ト~~貿  
易ヲ行フノ仕方ヲ詢ヘ且何物ヲ買賣スルハ禁  
ニ違~~ハ~~ズ或ハ何物ハ局外中立者ヨリ戦闘者ニ運

輸スニカテサル等ヲ極ムルニ在リ然ルニ貿易  
條約ヲハ其本意即チ商人ヲ保護スル事航海者  
ヲ保護スル事ノミニ限ラスシテ之ヲ以テ道具  
トナシテ已レノ國ノ貿易ヲ盛大ニシ他國ノシ  
テ衰微セシメントスルノ弊忽チ起レリ而シ  
條約書ノ中貿易ニ関スル分ヲ作ル者ハ(貿易ノ  
事件ト國務ニ関スル事件トヲ分チテ別々ニ條  
約書ヲ作ル事現今行フ所ノ事ノ如キハ千七百  
十三年ウトレクトノ會合ノ後始<sup>始</sup>メテ此事アリ  
常ニ勢力ヲ累ロ或ハ才辨ヲ以テ自國ノ船舶ト

産物ノタメニ專ラ利益ヲ得ントスル事既ニ二  
百有餘年ニシテ凡ソ偏頗不公平ノ條約ハ皆為  
サ、ル所ナクシテ多クハ兵端ヲ開キ縱令幸ニ  
シテ兵端ヲ開カサルモト交際上ニ困難ヲ起コセ  
リ如此國ニヨリテ條約ヲ異ニスルハ今全ク止  
ミテ現今ハ所習取扱ノ條例ナル者ハ約ノ三ト  
ナス即チ第一ニハ外國人ヲ取扱フ事本國人ト  
同シキ事第二ニハ善ク遇サル、國ノ例ヲ以テ  
取扱フ事第三ニハ只相互ノ礼ヲ以テ取扱フ事  
是ナリ

ヘルツレイノ  
書ヲ見ルニシ

一時ノ利ヲ逐テ而ノ永久ノ約條ヲ取結ヘハ必  
ラス後患アリ今其例ヲ奉ケン事ハ敢テ無益ノ  
事ト為スベカラス千七百三年ニノスエデンノ周  
旋ヲ以テ英國トポルトガルト取結ヘル條約ハ  
此例トシテ引テ可ナリ抑此條約ハ英國トフラ  
ンスト相和セス且ツ英國ノ毛織物ヲポルトガ  
ルニテハ自國ニ輸入スルヲ禁セラレシ時ニ取  
結ヘルモノニシテノスエデン氏ノ周旋ヲ以テ始  
メテ之ヲポルトガルニ輸入スルヲ得テ當時之  
ヲ交際上ノ大勝利ト思ヒ喜ビノ餘リ今ヨリ末

代ニ至ルマデポルトガル葡萄酒ハフランス葡  
萄酒ヨリ收ムル税ノ三分ニヲ以テ之ヲ英國ニ  
輸入スルヲ許シテ之ニ報ヒタリ英國ハ此條約  
ニヨリテ毛織物ヲ賣捌ク道ヲ廣メテ一時フラ  
ンスハハ怨ヲ晴シタリト虽モ從來フランスヨ  
リ送テ英ノ物品ト交易セシ品物ノ消費ノ道頗  
ニ止ミテ曰テ英國トフランストノ交易漸ク衰  
微シフランス之ニ激セシ方法ヲ設ケテ怨ヲ英  
國ニ報ントセリ  
初メ此頃ニ至ルマデ英國ニ於テ用ユル葡萄酒

ハ大抵 フランス製ナリシニ フランス酒トホル  
トガル酒ト税法ノ差甚多キニヨリテ固ヨリ当  
時ノ税ハ甚タ重シト虽モホルトガル人英國ニ  
於テ酒ヲ賣ルニ猶フランス酒ヨリハ價ヲ低ウ  
スルヲ得タリ其果ニ至リテハ英人ノ好ミモ漸  
々ニ変リテフランスノ輕クシテ精醇ナルハ却  
テ用ヒスシテホルトガルノ強クシテ醇粹ナ  
サルヲ一般ニ用ヰルニ至リ收税ノ差ハ既ニ千  
八百三十一年ニ廢セリト虽モ千八百五十二年  
ニハ英人ノホルトガル酒ヲ飲ムフランス酒ニ

酒ニ比スレハ多キ一五倍ナリト云フ然ルニ  
千八百六十年ニフランスト貿易條約ヲ取結セ  
テ大ニフランス酒ノ税ヲ減シタリシニ之カタ  
ノニフランス酒ノ輸入大ニ増加シテ千八百六  
十七年ニハフランス酒ヲ用ヰル事ホルトガル  
酒ヨリ多キ事半ハニ至レリ  
上文ヲ考フルニ輸出入ノ税ハ一國人ノ風俗高  
尚ヲ変シ或ハ鄰國ト貿易ノ交際ノ模様ト多ク  
ヲ司トルノ一例トナスヘシ  
又上文ニ據テ考フルハメスエニ氏ノ條約ノ如

キハ百年以前ニ流行セシ固陋ノ見ニヨレハ英  
國ノ利益トナリ其怨ヲ報ユルニ足ルリト虽モ  
畢竟英國ノ害トナリシ條約ニシテ此等ノ利害  
ノ効アリ但其輕重多クノ差アル而已

經驗ニ據テ考フルニ輸出入税ハ何人ニ限ラズ  
平均ニ取ラハ自他ノ利益ニシテ其割合ノ多ク  
ニ拘ハラス之ヲ各國ニ施コスニ皆平等ニシテ  
又別ヲ立ツヘカラス何等事情アリテ特恩ヲ願  
フヘカラス又許スベカラス徒ラニ特恩ヲ典ヘ  
或ハ方便ヲ設ケテ交易ノ本道ヲ行クヲ遮リテ

船道ニ行カシメントスベカラスセラールドレ  
イ子バルノ曰ク條約ヲ取結フニ一方ノ利益ニ  
本ツキテスル者ハ久シク爭論ナキ能ハス心ヲ  
ス永久ノ爭論起リテ一方ハ之ヲ保護セントシ  
一方ハ之ヲ排除セントスト蓋シ此大綱領ハ近  
來此事ヲ論スル諸大家ノ皆同意スル所ニシテ  
其大家ノ衆説ニ西國ノ交誼ヲ脩ムル條例ヲ定  
ムルヲ交易條約ノ限界トナシテ特別ノ約束ト  
特別ノ利益ハ之ニ入ルベカラズ又輸出入ノ税  
ト收税ノ割合ノ定メ又然リ但外國交易ヲ治

マツカロツクノ  
字書ニ出ツ

ル規則ノ模様ヲ示スヘシ然レ氏マツカロツク  
ノ言ヘル如ク税法ヲ定ムルハ何様タリトモ  
自國ノ為メヲ計リテ他國トノ條約ニヨリテ妨  
ケラレサルハ固ヨリ各國ノ務メナリ此說ハホ  
トトビエウ氏モ之ヲ確定シテ曰ク凡テ條約書  
ハ輸出入税ノ割合ヲ定ムス之ヲ定ムルハ所謂  
内國法ナル税法ニ任カス唯一二ノ變例アリテ  
此例ニ合ハサル者アリト此說ノ如キハ此事ヲ  
論スル諸大家ノ講明スル如此ニシテ(上文ノ外  
ニ同様ナル諸說アリ亦引用スヘシ)今普通ニ之

ヲ施用スル<sup>佳</sup>一ニノ變例アルハミ当今條約ヲ  
取捨フ各國ハ已レニ主タルノ権柄ヲ存シテ其  
意ニ隨テ其税ノ割合ヲ定ム此規則ハ一千八百  
六十年ニ至ルマテ改米ノ諸國之ニ從ヒテ一モ  
變例アリテ之ニ異ナルトナク此時ニ至ルマテ  
ハ各國ノ相互ニ別段ノ税法ヲ相守ラント約セ  
シハ一ノ條約ヲ取捨ヘル中ニ一モ其例ナ  
シ勿論品物ノ價ニ準メ收ムル税ハ其最高ノ者  
ヲ限界トメ之ヲ越エハカラサルトテ約セシ事  
モアリ或ハ當時存スル税法ノ中百ニ付テ何分



ハ之ヲ減セント約セシトモ時ニヨリテ<sup>之</sup>ア  
リシト虽モ凡ノ國タル者ハ何様ノ約條ヲ以テ  
其境界中ニ外國產物ヲ入ルヘキマ其約條ヲ定  
ムルハ自ラ其權利ヲ握リテ他ノ掣肘ヲ受ケス  
而ノ貿易條約ハ常ニ各國ノ税法<sup>在</sup>ルマ、ニシ  
或ハ其<sup>在</sup>ラントスルニ任カシタリ  
上文ニモ言ヘル如ク此ニ變例アリト云フハ東  
方ノ各國ヲ指ス者ニシテトルキイ支那、日本、<sup>カ</sup>  
スカットノ如キハ殊ニ然リ此數國ノ政府ハ政  
羅巴各國ト交易條約ヲ取結フ<sup>之</sup>ニ税法ヲ加

フルト始終承諾セシ者ハ其事ノ政羅巴ノ交  
際法ノ前例ニ背ケルヲ知ラサルカ故ナラン<sup>コ</sup>  
然レハ千八百六十年ニ英國トフランスト貿易  
條約ヲ取結ヘル時ニ<sup>フ</sup>ラ<sup>ン</sup>ス人此條約書ニ税  
法ヲ加ヘテ十年ノ間之ヲ守ラント約セリ  
是ヲ殊ニ知ラサルベカラスフランスハ千八百  
六十年ヨリ千八百六十七年ニ至ルマテ續イテ  
他國ト條約ヲ取結ヘルニ皆此別段ノ約條ヲ許  
セリ而ノ税法ヲ定ムルハ其便利ニ任カシ隨意  
ニナスベキヲフランスハ一時自ラ好ニテ其權

利ヲ捨テ之カクノニ大損害ヲ來セリ蓋シ千八百七十一年ニ至リ諸稅ヲ增セントシテ百方術ヲ盡シ其輸出入稅ハ莫大ノ歲入トナレハ之ヲ增セントセシニ千八百七十七年マテハ之ヲ增シ難シアウストリヤスウヰツルラ及ヒベル

マニイト兼テ條約アリシ故ナリ  
縱令此等ノ如キ偶然ノ事ハ起ルベカラス且ツ前見セサル情實卒然ニ起リテ稅法ヲ變更スヘキ事ハコレアルベカラス又政府ハ遠慮アリテ將來ノタノニ萬全ノ策ヲ設クベシト云フ說ヲ

リト虽モ是等ハ皆空論ニシテ稅法ノ一事ノ如キハ各國其自己ノ道理アリ又其自國ノ便利ノタノニ自ラ定ムルノ權アルハ断然人ニ讓ラスシテ始終持裁ノ權ヲ操リテ放サ、ルヲ以テ通義トナスベシ

此等ノ說ハ萬國平等ト云フ說ノ緊要ナル所ニシテ其確否ノ疑問ヲ氷解セント欲セハ萬國公法ノ名家ノ說アリ其一ニヲ引テ之ヲ證トスヘシグリウセル氏各國ノ不霸權利ヲ枚举シテ曰ク凡ソ自主ノ國ハ其會計ニ付テハ他ニ讓ルベ

カラス是故ニ外國人其領知内ニ於テハ其住所  
ニ付テモ其貿易ニ付テモ其私有物ニ付テモ其  
國ノ會計ノ規則ニ順從スヘシ又曰ク國タル者  
ハ各種ノ交易ヲ管轄シテ已レノ利益トナスノ  
權アリ既ニ此權アルヲ以テ貿易ヲ理メ之ヲ獎  
励センガタリニ隨意ノ法ヲ設ケ殊ニ外國トノ  
貿易ニ至テハ已レノ便利ニ為スノ全權アリ而  
シテ此志ヲ達センニハ交易ニ付テ法律ヲ立テ管  
轄ノ權ヲ握リ他國ト交易條約ヲ取結ビ又商賣  
品輸出入ト通行ノ法ヲ立ツベシト又クリウベ

ル氏ハ萬國平等ノ字義ヲ解テ曰ク萬國平等ト  
ハ他國ト交際スルニ他國ニテハ其固有ノ權  
ノ外ハ取ルベカラサルヤウ我ヨリ責ムルノ權  
ヲ去フト又曰ク國タル者ハ其便利ノタメナラ  
ハ他國ニ自由ヲ許シ殊ニ貿易ノ自由ハ全ク許  
シ又ハ以シク許シ或ハ多少ノ拘束ニ從ハシメ  
或ハ全ク之ヲ禁スト又カルク氏曰ク自主國ノ  
平等ナルハ公法ニ於テ普ク許ス所ノ大綱領ニ  
シテ自主國平等ナルハ只ニ權利ノ平等ナル而  
已ナラス職分モ亦平等ナラサルヲ得ス土地ノ

大小ハ聊カモ權利職分ノ差ヲ生スルナシト  
此釋義ハ他ノ作者モ多クハ同意シテ確定セリ  
又カルホ氏次ニ各國ノ職分ヲ舉ケテ曰ク然レ  
氏交易スルノ理ハ性法ニ據ラハ之ヲ行フニ自  
由ニシテ限界ナキ<sup>能</sup>ハズ而シテ各國自由獨立  
ノ權ヲ行ヒ會計ノ規則ト貿易ノ規則ヲ頒行シ  
テ已レノ便利ヲ計レハ他國其規則ヲ守ルヲ第  
一ノ職分トナスト又マルタンズ曰ク凡ソ一國  
ノ自主タルノ性質ハ其國体ト其政体ニ於テ聊  
カ外國人ヨリ法ヲ承ケサルナリト

上文ニ引ケル文ノ如キハ其類何レノ書ニモ  
レアルヲ以テ際限ナク舉ヘシト虽モ輸出入税  
ノ一事ニ付テ各國ニ争フヘカテサル權利アル  
ヲ證センニハ既ニ足レリ然レ而上ニ舉クル所  
ハ理上ノ例ナレハ實際上ノ例ヲ以テ之ヲ證明  
セン<sup>一</sup>又四百年來ニ取結ヘル條約千差萬別ナ  
リト虽モ何レモ<sup>モ</sup>收税法ヲ載セタルモノ<sup>也</sup>レナ  
キノミナラス此收税法ヲ立ツル自國ノ帝王政  
府或ハ議事院其國ニ在リ其便利ヲ計リ其自由  
ノ權毫モ欠クル所ナク<sup>外</sup>國ノ所為或ハ外國ノ論

ニハ聊カモ關係ナク之ニ動カサル、事ナク而  
後之ヲ立ツル事此等ノ如キハ之ヲ注意セシメ  
サルベカラス、改羅巴ノ各國ニ於テハ但フ、例  
列千八百六十年ニ新條約ヲ始メシ特例ヲ除ク  
ノ外ハ條約中ニ收稅法ヲ載セテ之ニ約セラレ  
タル者未ダ曾テ~~之~~レナシ此外ニハ獨立ノ權ヲ  
捨ツル例ハ歐洲各國ノトルキイ等ノ亞細亞諸  
國ト取結ヘル不公平ノ條約ニ在リ蓋シ此數國  
ノ如キハラウレンス氏ノ明白ニ言ヘル如ク改  
羅巴ノ諸國ヨリ之ヲ互格ニ取扱フ事ナシ

輸出入稅ノ由來目的并ニ諸稅<sup>稅</sup>ノ概畧之ヲ挙ケ  
タレハ次ニハ逐一ニ例ヲ以テ上文ニ言フ所ノ  
事實議論ノ證據トセンニ先ツ英國ノ證據ヲ引  
カン  
以前ノ條約書ニハ双方ニ自主ノ權利ヲ明白ニ  
存シタリタ<sup>例</sup>ヘハ千六百六十年二月十三日英  
國トデンマルクトノ條約書第六條ニ曰ク交易  
ヲ行フハ自由ニシテ拘束ナカルヘク<sup>唯</sup>、定例  
ノ輸出入稅ヲ納ムルノミ但シ兩國ノ帝王ノ主  
上タルト帝王タルノ權柄常ニ存スベシト又

千六百七十年七月四日ノ此西國ノ條約書増補  
ニモ同一ノ約アリ<sup>唯</sup>、必シク其文面ヲ変スル  
ノミ即チ其第六條ニ曰ク凡ソ定例ノ輸出入税  
ハ之ヲ納ムヘシ但シ双方ノ君其主上タルト  
其君タルノ権柄ニ存スヘシト此等ノ権柄ノ如  
キハ國々固有シテ頂更モ離レサルモノナレハ  
近今ノ万国公法ノ体裁定マルニ至リテ已來、  
嚴ニ之ヲ條約書ニ約スルモ無用ノ事トハナレ  
リ曰<sup>テ</sup>千八百年代ノ條約書ヲ見ルニ上ニ引ケル  
如キ文面ハ條約書ニ跡ヲ絶シテ其已後ハ後カ

其<sup>大</sup>意ヲ載セテ之ニ代ヘタリシニ是モ亦当  
今ハ全ク廢セリ上ニ言フ約條甲乙二種ノ中乙  
ノ例ハ千八百三十八年英國トアラストリヤト  
ノ約條書ニ在リ即チ其第六條ニ曰ク貿易ノ品  
物ハ此條約書ノ箇條ニ隨ヒ或ハ西國現在存ス  
ル法律布令ニ從ヒテ此西大國ノ本國又ハ藩属  
等ヨリ輸出シ或ハ<sup>三</sup>輸入シテ本國ノ船ヲ以テ輸  
入セルニ或ハ他國ノ船ヲ以テ輸入セルニ同シ  
輸出入税ヲ納ムヘシト此例ニハ西國ノ法律布  
令ヲ以テ輸出入ノ税法ノ根本トシテ之ヲ載ス

ルト虽氏此等ノ文言ノ見ユルハ此ヲ最後ノ例  
トシテ当今ハ別ノ文言ヲ以テ之ニ代ヘタリ而  
ノ三十年來ノ條約書ニ據テ此等ノ議論ノ真ノ  
景況ヲ證明セント欲スト虽モ先ツ之ヲ置テ夫  
ノ收税法ニ付テ各國ノ自主タルノ說ノ果ノ行  
ハル、ヤ否猶一二其證據ヲ挙ケン

千八百十年二月十三日ポルトガルト英國取結  
ビタル條約ニ左ノ箇條アリ曰ク如此ニ、  
、ポルトガルノ攝政殿下ハ、  
度物產ト号スル品物ニハ重税ヲ課シ或ハ禁止

ノ税重税ノ甚キ殆ント輸入ヲ課スルノ權柄  
禁止スルカ如キヲ習フ  
ヲ存スト又千七百五十年十月五日スハニヤト  
英國ト取結ヘル條約書ニ曰クスハニヤ王ノ税  
則兵ニ布令ニ定ムルヨリ多クノ諸税ハ英國  
臣民之ヲ納ムルニ及ハサル旨ヲ陛下之ヲ允准  
セリト又千六百五十四年四月十一日スウエイ  
デント英國トノ條約書ニハ当然納ムヘキ諸税  
ヲ納メ且ツ法律布令ハ交易ニ關スル氏或ハ他  
ノ權利ニ關スル氏之ヲ遵奉セル上ニテ通商ヲ  
許セリ而シテ英國ニ於テハ凡テ輸出入ノ税ハ巴

カ門ノ法ヲ以テ定ムル所ナレバカ門ヨリ王  
一人ニ権柄ヲ與ヘテ枢密院ト謀リテ輸出入ノ  
品物ノ税ヲ定メ兼テ税銀賂還ノ法ヲ定メ且ツ  
從來ノ餘ニ新クニ税ヲ募リ集ムヘキヤウ時々  
指揮スルヲ得セシム今其例ヲ舉ケンニ千八百  
三十七年ニ英國ノ政府ホルトガル船ニテ輸入  
セル品物ノ税ニ百ゴトニ二十分ヲ増加セシメ  
此権柄ニヨリテナリ又千八百三十一年初ノ千  
七百三年英國ノメスエンホルトガルト條約ヲ  
取極メテ葡萄酒税ヲ約セシカ此年ニ至リ英國

之ヲ廢セシモ亦此権柄ニヨリテナリ此條約ハ  
千八百十年ニ再約シテ十五年ノ中ニ改正セン  
ト取極メシカ遂ニ改正ノ舉ナクシテ千八百三  
十六年ニ至ルマテ其儘置レタリ然ルニ其條約  
猶雙方ニ存スル間ニ英國ノ政府巴カ門ノ手ヲ  
經テ議案ヲ作り之ヲ平均ニスルノ法ト云フ條  
約書中ニ約スル差ヲ除テ凡テ外國葡萄酒ノ税  
ハ盡ク平均ニシテ一様トナシタリ英國ノ隨意  
ニ税法ヲ定メテ聊カ外國ニ關係ナク又條約書  
ニ押ヘラレラモ顧ミサルノ例ハ之ヨリ明白



ナル者ナシ地方ノ税ノ如キ絶エテ輸出入税ト  
關係ナキ者虽モ樞密院中ヨリ勅詔ヲ出シ之ヲ  
定メテ外國人ヲシテ之ヲ守ラシム又千八百三  
十一年英國政府トリニテイホウズ社中ヲシテ  
著税ヲ請リ或ハ曾テ廢除セルモノヲ再興シテ  
フラトームノ燈明臺ノ用ニ供シ内外ノ船舶ノ  
輪トク此諸税ヲ收メシメ亦上ト同例ナリ  
フラシダノ王モ千八百二十六年二月八日ニ同  
様ノ自主タルノ權ヲ行ヒテ左ノ布令ヲ以テ英  
ノ商賣物ノ税ヲ變ヘタリ其文ニ曰ク從前英國

ノ旗ヲ以テ此國ニ輸入スル商賣ノ品物ハ其輸  
入税ノ一事ニ付テハ之ヲ取扱フ事本國ノ船舶  
ヲ以テ輸入セル者ノ如クナリト布告シタリト  
虽モ向來便宜ヲ以テ此布告ヲ取消スモノ也ト  
又千八百二十四年七月十五日スウエイデンノ  
政府ヨリ英國ノ使節ニ達シテ曰クノルウエイ  
ノ港ニ於テ英國ノ貿易ニハ新タニ税ヲ課スル  
トナシト之ニ由テ之ヲ觀レハ其便宜ニヨリテ  
ハ新說ヲ課スルノ權アルト推テ知ルベシト  
萬國自主權アルトノ大綱領ハ普通ニ行ハル

如シト虽モ東方ノ諸國ヲ見レハ之ニ合ハサ  
ルモノアリ改羅巴諸國ノ始ノテ東方ノ諸國ヲ  
待遇スルマ其無学未熟ナルニ乘シテ諸約條ノ  
改羅巴中ニハ怒<sup>シ</sup>許サ、ルベキ者モ此ヨリ強  
テ之ヲ要シタルハ常々ノ事ニシテ<sup>例</sup>トヘハト  
ルキイノ如キハ改羅巴ト條約ヲ取結フノ始ノ  
ヨリ軟弱無学ニシテ自ラ承諾シテ輸出入ノ稅  
法ヲ限リ品物ノ價<sup>百</sup>トニ三分ヲ其最多ノ限界  
トナシ終ニ此初約ヲ廢スル一能ハ大却テ漸々  
之ヲ確定セシ而已ナリシカ近來ノ條約ヲ以テ

其割合ヲ増シ百ゴトニ八分トナセリ然レトモ  
トルキイト虽最初ニハ自主權ト禁制ノ權ヲ有  
シテ<sup>假令</sup>トヘハ曾テ英國王ノ庖厨ノ用ニ供セン  
ガタノニ無<sup>花</sup>果樹ノ實ト乾葡萄ニ艘分ハ豊年ニ  
ハ價ノ百ゴトニ三分ノ稅ヲ納ノハ之ヲ輸出ス  
ルヲ許シ凶年饑饉ノ時ニハ之ヲ禁スル旨ヲ別  
格ヲ以テ英國王ニ允准セリペルシヤモ亦千八  
百十四年ニ條約ヲ取結ビ更ニ千八百三十六年  
ニ之ヲ確定シテ百ゴトニ五分ノ稅ヲ以テ英ノ  
品物ヲ輸入スルヲ許セリ又モスカットノイマ

レモ千八百三十九年五月三十一日ニ英國ト條  
約書ヲ取結ヘル時ニ上ト同様ノ約條ヲ承諾シ  
且ツ貿易ノ定例モ全ク知ラス條約書ノ定例モ  
全ク知ラサルカ故ニ左ノ約條ニ同意セリ即チ  
其約條ニ曰ク英商ノ輸入スル品物ノ價ニ付テ  
爭論起ラハ税官ノ權ヲ以テ百ゾトニ五分ノ収  
税ノ代リニ品物ノ二十分ノ一ヲ取ルヲ得ヘシ  
而シテ商人ハ既ニ其二十分ノ一ヲ渡シタル上ハ  
輸出入税ニ付テ後夕取ラル、トナカルベシト  
此等ハ亞細亞人ノ政羅巴人ノ定例ヲ知ラスシ

欺ムカレテ持忍ヲ典ヘル例中ノ尤モ奇ナル者  
ト習フベシ又シヤムノ如キモ十分ニ愚ニシテ  
千八百五十八年四月十八日ニ條約ヲ取結ビテ  
英ノ品物ハ百ゾトニ三ノ税ヲ以テ輸入スル  
許シ其税ハ金銀ナリ氏品物ナリ氏其相場ヲ算  
シテ輸入者ノ好ミニ任カシテ出サシメタリ  
今数百万人ノ人口アル亞細亞ノ大國ヨリアノ  
リカノ小共和政治ニ移ツリ之ヲ見ルニ此小共  
和政治ニ於テハ皆互格ニ待遇サレテ萬國ノ社  
中ニ入りテ殊ニ此國ト英ト交易ヲ為スニハ

收法ノ定例ニ從ヒテ税ハ其在ルマ、ニ任カシ  
又將來ノ定ノニ從ヒテ品物ニ課スルノミ左ノ  
表ハ定法ヲ以テ其國ト條約ヲ取結ビタル年月  
ヲ記スモノナリ

ペリウ 千八百三十七年六月五日 英ニ千八百

五十年四月十日

ノキシコ 千八百二十六年十二月二十六日

スプラタ 千八百二十五年二月二日

ロンビヤ 千八百二十五年四月十八日

チリー 千八百五十四年十月四日

ホンドラス 千八百五十六年八月廿七日

サルワドル 千八百六十二年十月廿四日

イクウエール 千八百五十七年五月三日

ハラキエエ 千八百五十六年三月四日

且ツヤンドウ并ツチ諸島ノ如キモ千八百五十  
一年七月十日同様ノ條約ヲ取結ベリ

ジヨハンナ(アフリカノ東海岸)モロコ諸島ノ一

ナリノニエルトタンハ千八百五十年英國ト條約

シテ税ヲ募ルハ餘ノ外國ヨリ輸入スル同類ノ

品物ニ於ケルカ如クスルヲ許サレタリ此ニエ

ルタンノ待遇ナル、事ハ恰モ政羅巴ノ一大君  
主ノ如シ然ルニモロコノシエルトマダカ  
スカルノ女主ハ共ニ大國ノ主ナリト虽モ一ハ  
千八百五十六年十二月九日ノ條約一ハ千八百  
六十一年六月二十七日ノ條約ニヨリテ收税法  
ハ多クモ百ゴトニ十分ニ限ラレテ之ヲ増減ス  
ルヲ得ス

フランスノ取結ビタル條約書ニモ此類ノ例甚  
々多シ大抵ハ英國ト異ナル亦ナシ近來フラン  
スノ條約書ニハ善ク遇サル、國ノ例ヲ以テセ

「一」ノ箇條ヲ載セ或ハ外國ノ品物ハ外國ノ旗  
ヲ以テ輸入スルモ本國ノ旗ヲ以テ輸入スルト  
同様ニ税法ヲ用セン「二」ヲ兼諾セリ而シテ甲乙  
二箇條ノ中甲ノ例ハ千八百二十六年一月八日  
フランストブラジルトノ條約書中ニ其的列ス  
リ其餘約書ニ曰ク善ク遇サル、國ノ臣民普通  
ノ輸出入税法ヲ課セラル、ト同例ヲ以テ品物  
ヨリ税ヲ課スヘシト此等ノ取扱ハフランスヨ  
リ歐洲各國ニ許セシ而已ナラス左ノアメリカ  
小共和政治國ニモ之ヲ及ボシタリ

ヘイチ

千八百三十一年四月二日

ニウグレスタ

千八百五十二年三月八日

ベネツラ

千八百三十四年三月廿五日

ウルキユエイ

千八百三十六年四月八日

イムズトル

千八百三十六年六月六日

チリ

千八百四十六年九月十五日

ハラギユイ

千八百五十三年三月四日

ホンドラス

千八百六十二年八月三日

サドモツ諸島

千八百五十七年十月廿九日

サルワドル

千八百五十八年一月二日

ニカラギユア

千八百五十九年四月十一日

ペリウ

千八百六十一年三月九日

且又フランスの千八百五十二年四月十七日

ベリマノ黒人共和政治ト條約ヲ取結ヒ千八百

五十五年七月十二日ベルシヤト條約ヲ取結フ

ニモ夫ノ善ク遇サルニ國々ノ箇條ヲ加ヘテ

自ラ甘シ猶奇ナルハ千八百六十二年十一月二

十六日ニマダガスカルト條約ヲ取結ヘルニモ

亦然リ

千八百五十六年八月十五日シヤムトノフランス

ス條約ニハシヤムノ輸出入税ハ多クトモ品物  
ノ價ノ百ゴトニ三分ト定メ品物ヲ以テ納ムル  
氏或ハ金錢ヲ以テ納ムル氏輸入者ノ好ミニ任  
カスヘシトセリ英國ノ條約ニ於ケルカ如シ  
皆是迄輸出入税ノ事件ヲ論セシ結果ハ左ノ如  
シ  
第一輸出入税ノ多少ヲ定ムルハ各國ノ固有權  
ノ一ナリ  
第二凡ソ歐羅巴各國ハ千八百六十年已來カ  
ラ  
スノ取結ビタル交易條約ノ特例ヲ除クノ外

未タ曾テ條約書ニ收税法ヲ加ヘタルモノナシ  
而シテフランス今其失策ノタメニ大ニ苦シノリ  
第三、アメリカノ諸小共和政治國 サントウ 井 ツ  
チ 諸島 リベリヤ ジヨハンナ 及 ビタダ カスカル  
ハ英國フランスヨリ條約ヲ取結フニ貿易ノ一  
事ニ付テハ全ク互格ノ取扱ナリ  
第四條約ヲ以テ税則ヲ押付ルハトルキイ支那  
日本ト回々教ノ一二小國ノミ  
歐羅巴諸國ノ亞細亞諸國ノ政府ヲ強テ無理押  
シテ税法ニ兼諾セシムルハ萬國ノ平等獨立ヲ

定ムル大綱領ニ背キ只已レノ利ヲ謀リテ交際  
上ノ信義ニ背キ且欧羅巴中ニテ用ヰル定例ト  
規則ニ背ケル事ハ詳細確實ノ證據ニ憑テモ理  
上ニテモ實際上ニテモ條約書面ニ頭然ナル事  
實ニ考ヘテモ皆之ヲ證明スル事符節ヲ合スカ  
如シ

耶蘇教ノ諸國中ニ為ス條約ト耶蘇教ノ國ト耶  
蘇教外ノ諸國ト取捨ヘル條約ト相比較スルニ  
貿易條約ノ約條中ニ別ニ一ノ異ナル所アリ是  
レハ既ニ論スル國權ノ大綱領ト比較スレハ関

係更ニ小ナリト虽モ今之ヲ記サ、ルヘカラス  
即チ品物ノ價ニ準シテ税ヲ取ルニ其標準トス  
ル者ヲ~~報~~フナリ

千八百四十二年八月廿九日支那ト英國トノ初  
條約ニ附スル規則ニハ品物ノ價ヲ定ムル法ヲ  
示サス只言フ英高品物ノ價ヲ定ムルニ支那ノ  
官吏ト同意セサレハ英商支那官吏何レナリ  
商人二三名ヲ呼テ其品物ヲ見セシノ其立合ノ  
商人ノ中ノ附ケル價ノ尤モ高キモノヲ以テ其  
品物ノ價ト為スヘシト此箇條ハ千八百五十八



年六月二十六日ノ天津ノ條約ニモ其儘ニ其言  
バヲ繰返シテ載セテ今猶行ハル、者ト見ユ而  
ノ此等ノ約條ハ千八百四十四年十月廿四日支  
那トフランストノ條約ニモ之ヲ載セタリ

千八百三十九年五月三十一日ノモスカット英  
ノ條約ニハ價ヲ定ムル式ヲ取極メスシテ輸入  
者ハ其意ニ隨テ品物ノ價ヲ定ムルノ權アリト  
見ユ上文ニ引ケル箇條ニモ品物ノ價ニ付テ争  
論起ラハ輸出入ノ税ノ代リニ品物ノ二十分ノ  
一ヲ渡サルベシトアレハ此品物ノ價ヲ定ムル

ノ權ヲ得ルモ左モアルヘキ事ナリ

ベルシマトフランス條約英條約ニモ此事件ニ  
付テ所見ナシ

千七百四十年五月二十八日ケランストトルキ  
イトノ本條約ニ曰クトルキイトニ輸入スル品物  
ハ輸出入税ノ一事ニ付テハ従前ト同様ノ價ト  
ナシ従前ト同様ニ定メテ聊カ價ヲ増スヘカラ  
スト而ノ新ニ直段付ケノ目錄ヲ作りテ之ヲ條  
約書ニ附加ス(其重ナル者ハ今猶存ス)又同日英  
國トトルキイトノ條約ニモ又曰ク此等ノ割合

ハ波登場ニ於テ此等ノ品物ノ價ニ準シテ算定  
スベシト蓋シ其價ハ夫ノ目錄ニヨリテ定ムル  
ナリ

千八百五十五年四月十八日シヤムトノ英條約  
ニハ輸出入税ヲ定メテ品物ノ相場ノ百ゴトニ  
三トナシ又言フ英ノ商人ト運上所役人ト輸入  
品ノ價ヲ付ケルニ付テ不同意ナラハ其爭論ハ  
領事官共ニシヤムノ相当ノ官吏ニ質スベシ而  
ノ領事官共ニシヤムノ官吏ハ双方同数ノ商人  
ヲ呼テ定價者トナシ已レヲ輔ケシメテ公平ノ

裁判ヲ遂クルニ權アルヘシト

千八百六十五年六月二十七日マダガスタル  
ノ英條約ニモ英國大ニ尽力シテ其產物輸出ニ  
付テ便利ノ約條ヲ得<sup>テ例</sup>アリ其條約書ニハ輸出入  
税法ハ品物ノ價百ゴトニ十ノ割合ニナスヘシ  
ト約シ然ル後ニ又言フ產物ノ中誤テ其稅則ニ  
入ラサルモノアラハ其稅ハ其稅則ヲ作リシ時  
ノ品物ノ相場ニ從テ定ムベシト此約條アルヲ  
以テ品物ノ價増スル共ニ稅ヲ増ス事アタハズ  
日本トノ條約書ニハ輸入者ハ品物ノ眞價ヲ奉

イシキチエールゴト

ケサルベカラス然ルニ持主ノ附ケタル價ヲ運  
上所ノ役人満足セサルバ自ラ價ヲ付テ其價ヲ  
以テ品物ヲ引取ラントスルヲ得可シ  
千八百四十九年十一月二日ロビニシニマトノ英  
條約ニ曰ク此百ゴトニ五ノ輸入税ハゴンドル  
ニ於テ品物ノ相場ニ從テ定ムヘシト  
千八百二十四年一月三十日チユニストノフテ  
シス條約ニ曰ク品物ノ定價ニ付テ爭論ノ起ラ  
シテ豫防センカタノニ税則ヲ作りテ年々之ヲ  
改正スベシト

然ルニアメリカノ諸共和政治國ニ移リテ之ヲ  
見ルニ此等ノ國ハ上文ニモ比較ノ標準ニ立ツ  
ル者ナルカ全ク別法ヲ用エルナリタトヘハ千  
八百三十一年四月二日ヘイチトノフランス條  
約中ニ約シテ曰ク官吏物ノ價ヲ定メテ税ヲ収  
ムルニ其定ノ方ハ大賣ノ割合ヲ以テスベシト  
又千八百四十六年九月十五日チリトノフラ  
ンス條約ニ曰ク品物ノ價ニ準シテ収ムル税ハ  
兩國ノ法律定例ニ由テ定ムベシト又南アメリ  
カノ共和政治トノ英條約ハ千八百六十年ニ至

ルマテハ聊カ其事ニ付テ言フ所ナシ但千八百  
四十九年二月二十日コアラタマラトノ條約ニ曰  
ク諸港ノ規則ニ関スル事件ニ付テハ西國互ニ  
特恩ト權利ヲ享ルル正ニ本國人ノ如クニシテ  
勿論双方ノ土地ノ規則法律ニ從フヘシト此諸

**國**善ク遇サル、事ハ如此ナリシカ遂ニ千八百  
六十五年以來ハ改羅巴各國中ノ交際ニ相用ユ  
ルト同様ノ條約ヲ得ルニ至レリタトヘハ千八  
百六十八年二月十六日コロンビヤトノ英條約  
ニ曰ク品物ノ價ニ準ノ收ムル輸入税ハ輸入物

ヲ生産スル土地或ハ製造スル土地ニテノ價ニ  
運送諸合其外其國マテ運漕スルニ付テノ手數  
料ヲ添ヘテ之ヲ算定スヘシ而シテ運上所ノ役人  
其申立ル價ヲ以テ不足ト思ハ、其價ヲ輸入者  
ニ拂ヒ且ツ別段ニ百ゴトニ五ヲ添ヘテ然ル後  
其品物ヲ引取ルヲ得ヘシト  
改羅巴各國中ノ條約ニ上文ノ運上所役人云々  
ノ文言ヲ取用ヒシハ千八百六十一年五月一日  
フランストベルジウムトノ交易條約ニ初メ  
テ其例アリ而シテ其文言ハ英トコロンビヤトノ

條約書中ヨリ引ケルモノト相同シ而シテ千八百  
六十三年一月十一日イタリヤトノフランス條  
約書ニモ同シ條約アリ又千八百六十六年七月  
十一日ポルトガルトノ條約是ニ千八百六十四  
年六月三十日スウヰツルラントトノ條約ニ  
モ同シ條約アリ其外ノ歐羅巴諸國トノフラン  
ス條約ニハ故ヤラニ其文言ヲ奉ケスト虽モ善  
遇ヤル、國ト同シク待スベシノ箇條アレハ暗  
ニ其意ヲ含メリ千八百六十年英國トノ條約ニ  
ハ此文言ト其意ト共ニコレナカリシカ千八百

七十三年英國トノ新條約ニハ之ヲ載セタリ而  
シ此文言ヲ以テ言出ス所ノ規則近來ノ交易條  
約ニハ普通ニ用フル者トナリテ今用フルハ是  
ノミナリ之ニ依テ後來世叟中何處ニ於テ新ク  
ニ條約ヲ取結フトモ是規則ヲ以テ緊要ノ事ト  
ナスヘキニ至ルナリ  
今歐羅巴諸國ニ於テ交易ノ政ヲ施コスニ基礎  
トスル大綱領一二ヲ奉ケテ此篇ヲ終フヘシ第  
一ニ英國ノ稅則ヲ処スル例ヲ按スルニ常ニ自  
國ノ利ヲ謀リテ新規ノ情實起リ又新奇ノ說起

り或ハ交易交際ノ新論起レハ隨テ税則ヲ改正  
ス而ノ英國ノ税則ニ緊要ナル改正ヲ為セシハ  
殊ニ千八百四十二年以來ヲ尤モ多シトス其時  
代ニ至ルマテハ歳入ヲ補フニ足ラサル品物ニ  
モ税ヲ課シテ大ニ交易上ニ妨害ヲ生シ家畜其  
外新鮮ノ食料等ヲ供セテ數品ノ輸入ヲ全ク禁  
シ日用缺クベカラザル諸物ノ中ニモ重税ヲ課  
セラレタルモノ甚タ多ク又重ナル製造ヲ行フ  
ニ缺クベカラサルモノモ重税ヲ收メラレ穀物  
砂糖、材木ノ如キ重要ノ品物ニ至テモ歳入ヲ増

サンガタノナラス無益ナル保護ノタメニ重税  
ヲ課セラレシニ三十年已來此等ヲ改革セシハ  
全ク意外ノ事ニシテ其効驗ハ遺憾ノ所ナクシ  
テ其処置ノ巧ミナルハ固ヨリ疑フ容ルヘカラ  
ズ人民ノ康福ヲ増シ其百エヲ盛ニセシノ効ハ  
明白ニシテ現ニ其驗アリ輸入ノ如キハ千八百  
四十二年ニハ幾カニ六億五百万「ポンド」ナリシ  
ニ今八百六十七年ニハ増シテ二十七億五百万  
「ポンド」ニ至リ此間ニ輸出ノ増加スルハ十一  
億四百万「ポンド」ヨリ増シテ十八億一百万「ポ

マツカルリノ  
貿易字書  
ニ出ツ

ト至レリ而ノ禁制ヲ除キ税法ヲ減セシト虽  
モ輸出入税ノ上リ高聊カ減スルナラシテ千  
八百四十二年ノ重税ノ時ノ算數ト今ト殆ント  
差ナシ蓋シ税ヲ薄フシタルヲ償フニ品物ノ用  
ヒ方ノ増シタルヲ以テセシナリ今々税ノ減シ  
タルノ多少ヲ知ラント欲セハ千七百八十七年  
ニハ英ノ税則ヲ用ユル品物千四百二十五品千  
八百~~六~~十六年ニハ千二百八十品千八百五十六  
年ニハ四百十四品今日ニ總カニ五十品ナリ之  
ヲ以テ了解スヘキノミ

フフランスモ此例ニ倣ヒ他國モ又然リタ、輕重  
多少アルノミ輸入物ノ禁制ト去フ事ハ殆ント  
改羅巴ニ止ミテロシア、スバニヤノ兩國ニ於テ  
ハ品物ニヨリテコレアリト虽モ他處ニハ決ノ  
コレナシ今ノ勢ハ諸方トモ愈寛大ニナリテ其  
形勢ヲ約ノ言ハ、左ノ如シ  
第一製造ノ元貨トナル者及ビ日用不可缺ノ品  
物ニハ税ヲ廢シタリ  
第二用ナルト多キ品物ハ税ヲ減シテ奨励ノ之  
ヲ用ヒシメ而メ税ヲ減スト虽モ輸出入税ノ總

上り高ヲ減セス

第三、上り高少ナキ諸税、一切之ヲ廢ス

第四、輸出ノ時ノ税銀賂還ハ法ヲ廢ス蓋シ製造

ノ元貨ノ税ヲ廢セルニヨリテ此法無用トナリ

レナリ

第五製造品、次第ニ其税ヲ減ス

然レ氏上文舉クル如キノ通商ノ大綱領數則第一

ニ至ルニ其理固ヨリ確實ニシテ其實地上ノ

印驗ト虽モ商法ノ開ケ方殆ント同シク其差甚

シカラサル諸國ノ間ニ施スヘキ必ス之ヲ忘ル

ヘカラス欧羅巴ノ諸國之ヲ用ヒテ害ナキ者ハ

共ニ進歩スルカ故ナリ固ヨリ割合同ニカラス

ト虽モ概シテ之ヲ論スレハ可ナリ平等ニシテ

交易ノ一事ニ付テ互ニ頷頷スルヲ得ルカ故ナ

リ上文ノ如キ通商ノ大綱領ハ國ニヨリテ初メ

テ製造所ヲ立テ未ダ強カラサレハ其漸ク強盛

ニナリテ外國ノ競ヒテ抵抗スルニ至レル迄ハ

止ラ得ズ輸出入税ヲ設ケテ本國ハ製造ヲ保護

シ外國ノ競ヒテ防クヘキ所ニテハ決シテ行ハ

レカクシ如此ノ場合ニ於テハ製造品ニ付テハ



尤モ然リ保護税ノケ、弊ノ是トスヘキノミナ  
ラス実ニ缺クヘカラス今欧羅巴ノ各種ノ製造  
ノ如キモ其初ノ保護税ヲ以テ之ヲ守ラサレハ  
今日自由交易ニ堪ヘルニ至ラザラントヘ  
ハ日本ニテハ十分輸出入税ヲ重クシテ製造ヲ  
守ラリレハ新規ノ製造ヲ其領内ニ安全ニスル  
ヲタハス後來ハ全ク其割合ヲ減シ又ハ全ク之  
ヲ廢スヘシト虽モ今日ハ日本ニテ真似初メタ  
ル外國品物ニハ一定ノ法ヲ以テ皆税ヲ課スヘ

此篇ニ於テ論シタル故ヲ以テ日本ニテハ條約  
ヲ改正スルニ當リテ左ノ條々ヲ主張スベシ予  
之ヲ勸ムルナリ

第一、外國ト二通ノ條約書ヲ取替スヘシ一ハ政  
務ニ関シ一ハ專ラ貿易ニ関ス

第二、税ノ割合ニ付テ條約ヲ加フベカラス此割  
合ハ日本政府一己ニテ之ヲ定メテ其臣民ノ々  
ノ又ハ會計ノ入用ニ從テ其意ニ隨フヘシ政府  
時ニ其見込ニ從テ之ヲ改正シ外國ノ公使ニ謀  
ルベカラス然レモ日本ト欧羅巴トノ距離ヲ思

ヒテ税則ヲ変セント欲セハ六月前ニ其旨ヲ報  
告スベシ

品物ノ價ニ準シテ收ムル税ハ近來歐羅巴各國  
中ノ條約ニ定ムル大綱領ニ從ヒテ其趣キノ箇  
條ハ此篇ニ引ケル文言ヲ用ユベシ即チ品物ノ  
價ニ準メ收ムル税ハ、、、ノ價ヲ以テ算定ス  
ベシ(三十五枚ヲ見合ハスベシ)

第四新條約ハ五年ヲ期限ノ取捨ト期限満レハ  
改正スルノ權ヲ存スベシ

外國人待遇ノ法律之條

從前歐羅巴ニ於テ外國人ヲ待遇スル模様ハ既  
ニ定例運上ノ條ニ其梗概ヲ示シタレハ今此ニ  
英詳細ナルヲ復出スルニ及ハス外國人ノ敵視  
ナル、事漸々ニ止ミテ遂ニ方今ノ姿ニ至レル  
其次第ヲ此ニ言ハ、足ヌベシ此事件ニ付テ英  
國、フランスノ兩國ヲ以テ其例トセハ其宜ヲ得  
タルモノニシテ若シ歐羅巴各國ニ論及スルハ  
實ニ無益ト謂フベシ蓋シ歐羅巴各國ニ於テモ  
其重ナル事實ニ至テハ此兩大國ニ付テ言フ所

ト殆ント相同シナレハナリ  
英國ニ於テ外國人ヲ保護スルハ千二百十五年  
ニ初メテ其例アリ當年マダ子カルタノ法律ニ  
ヨリテ外國人ノ自由ニ品物ヲ賣買スルヲ許セ  
シカ其以前ハ凡テ外國人ヲ攘ハレタリ又千三  
百二十八年ニ至リテハ外國人ノ吟味ノ時ニ陪  
審ノ半数ハ外國人タルベキノ布告ヲ出シテ今  
一層外國人ノタメニ謀レリ又千三百五十三年  
ニ至リテハ初メ英國ノ法外國人ノ負債犯罪ニ  
於ケル相収司シテ連坐セシメシカ此ニ至テ其

法ヲ除キ又従前英國ト其外國人ノ本國ト兵ヲ  
構フル時ハ之ヲ監禁セシカ此ニ至テ英國ヲ去  
ルヲ許サレタリ  
外國人居留ヲ獎勵スルト如此ナリシニ由テフ  
ラシンドルスヨリ毛織物師ノ渡来スルト夥クシ  
テ英國ニテフラ子ル、羅紗製造ノ始マルモ此時  
トナス然ルニ人民ハ此新参人ヲ嫉惡シ之ニ  
敵對シテ数人ヲ殺害セルヲ以テイドワルト第  
三世外國人ヲ毆撃スル者ハ嚴ニ之ヲ罰セン趣  
キノ令ヲ頒行シテ之ヲ防キ又千三百五十五年

ニハ更ニ一法ヲ立テ外國人ニ狼藉ヲ働ク者ニ  
ハ重キ贖罪金ヲ課シタリ然ルニ大都會又ハ免  
許ヲ受タル會社ニ至テハ外國居留人ヲ敵視ス  
ル事故ノ如クニシテカラ極メテ之ヲ放逐セン  
トセシカ其頑固ノ敵對ノ功アリシニヤ千三百  
八十年千八百八十四年千八百十三年<sup>ニ</sup>法ヲ定  
メテ外國人ハ國王ヨリノ免許ナケレハ其儲ケ  
金ヲ持テ國ヲ去ルヲ禁セラレタリ  
然ルニ此時代ト虽モ外國人ニヨリテハ封建ノ  
法ヲ以テ土地産業ヲ有スルヲ許サレシ事ハ千

三百九十八年ヨリ千四百二年ニ至ルマテノ條  
例律法中ニ外國人ノ土地産業ヨリ稅ヲ收ムル  
者アルヲ以テ其的證ト為スベシ  
因ニ曰ク英國ニ於テ外國人ノ土地ヲ有スル  
ニ故障スルハ他ナシ凡テ土地ハ國君ヨリ受  
領ス外國人モ此國君ニ臣下タルノ誓約ヲ立  
テサレハ土地ヲ受領スヘカラス然ルニ外國  
人ハ既ニ其君アルヲ以テ其誓約ヲ立ツベカ  
ラス此理ニヨルニ  
外國ノ職人ハ不正ノ処置ニ遇フト虽陸續ト英

國へ渡来シ千四百八十三年ニ至テハ其数ノ多  
キ一外國職人ノ利ヲ爭フヲ制止シ英ノ職人ヲ  
保護スル法律ヲ立ルニ至レリ其法律ニ據ルニ  
外國人ハ品物ヲ賣テ金錢ヲ得レハ之ヲ英國ニ  
於テ尽ク之ヲ費ヤサ、ルヲ得ス又手業ヲ以テ  
毛織物羅紗等ヲ製作シ其外凡テ製造ノ業ヲ行  
スヲ得ス又小賣ノ法ヲ以テ品物ヲ賣捌クアタ  
ハス然レモ此等ノ奇悞ナル法律ハ五十年間ニ  
皆除キテ千五百四十二年ニ至テハ國ノ公論ノ  
模様十分ニ變リタルヲ以テ始メテ法律ヲ立テ

外國人帰順ノ條例ヲ定メタリ此ニ帰順ト云フ  
ハ半ハ土人トナルノミニテ外國人ノ産業ヲ買  
テ所持スルヲ許シタリト虽モ産業ヲ相續スル  
許サス然レモ外國人ノ借家スルヲ許サ、リ  
シカハ其地位格別進ミタリトモ見ヘス然ルニ  
千五百五十八年ニ至リテハ其地位ノ進ムヲ著  
シクシテ或ル外國人議事院ノ特命ヲ以テ英人  
ノ籍ニ入レリ外國人ノ英籍ニ入ル之ヲ始メト  
ス然ルニ千六百三年ニスコットランド英國ト  
合メ一人ノ君此兩國ヲ治ムルニ至リシ時モス

コットランド人ハ英國ヨリ見テ外國人トナシ  
其年ヨリ已來ニスコットランドニ生レシ者ノ  
ミハ英國ノ臣民タルヲ得タリ

夫ノ教法ノ改革ニヨリテ却テ教法上ニ固陋頑  
愚ノ說ヲ起シテ外國待遇ノ法律中ニモ愚說ヲ  
書加ヘタル者甚多シ其一ニテ言ハシニ何  
等ニ限ラスカトレキ教ノ臭氣ヲ帶ル者ハ一  
切之ヲ敵視シ因テ千六百八年ニ條例ヲ建テ英  
籍ニ入ルベキ者ハプロテスタント教ノ門徒ニ  
限ラレタリ之ニ次キ千六百九十二年ニハ外國

人ノ英國ニ於テ商業ヲ行フヲ禁シ又其船舶ニ  
駕シ海ニ沿テ交易ヲ行フヲ禁シテ一概ニ外國  
人ニ害ナル処置ヲ為セリ  
然ルニ未タ幾ナラスシテ時勢ノ變遷アリテ千  
七百九年ニハ始メテ歸順ノ通法ヲ建テプロテ  
スタント教ノ外國人ハ英國ノ臣民トナルニ其  
都度々々議事院ノ特命ヲ用ヒス唯聖礼所教法ニ  
ヲ受ケテ然後文書一通ニ署名スヘシト定メタ  
リ然ルニ未タ幾ナラス此法寛ニ過キルトナシ  
テ之ヲ廢シ又英ノ職人ノ海外ニ行テ業ヲ行フ

ヲ禁セラレタリ

上文ニ言フ所ハ千七百九十二年フランスノ乱  
此一行原文ニ誤  
字アリ其訳ス  
起リテ亡命者ノ英國ニ來ル者  
甚タ多キ時代ノ形勢ニテ英國政府ニテハ斯ノ  
如ク外國人ノ輻輳スルニ驚キテ所謂外國人待  
遇ノ法ヲ建テ時宜ニヨリテ外國人ヲ攘ハント  
スリ

此等ノ禁制ハ千八百二十五年マテ行ハレシカ  
當年之ヲ改正シ翌千八百二十六年ニハ議案ヲ  
作りテ外國人ノ英籍ニ入ルニ夫ノ聖礼ト云フ

者ヲ受ケサルヲ許セリ然レ氏帰順セル外國人  
ハ政府ノ官吏トナリ議事院ノ上房下房ノ議員  
トナリ或ハ樞密院ノ員トナル能ハス

際テ千八百四十三年ニ至リテハ此等ノ禁制ノ  
國体ヲ辱カシムルヲ知リテ議事院ノ下房ニ其  
委員ヲ置キテ外國人待遇ノ法ヲ檢査セシム其  
翌年ニ至リテハ條例ヲ定メテ帰順ノ式ヲ簡便  
ニナシ百年内務ノ長官ニ委ヌ而メ内務長官ハ  
帰順ノ免許狀ヲ渡シテ英國臣民タルノ權利ヲ  
授クルヲ得タリ但シ議事院ニ參坐スルノ權利



ハ此限ニアラス且又外國人ノ各種ノ産業ヲ有  
スルヲ許シ(但シ之ヲ相續スル能ハス)且二十年  
已下ノ時限土地家屋ヲ買フヲ許セリ而メ内務  
ノ長官此法ニ基キテ発行セル帰順規則ニ據ル  
ニ凡テ帰順ヲ願フ者ハ其願ヒノ主意ト其身分  
ノ明細書ヲ書添ヘテ誓詞ノ上表ヲ差出シ家主  
四名又誓詞ヲ以テ其上表ノ確實ナルヲ證スベ  
シ  
千七百九年ヨリ千七百十一年マテ三ヶ年ノ間  
ハ格別ナリト雖モ其後ハ都度々々議事院ノ特

命ヲ用ヒスシテ帰順ヲ許スハ之ヲ始トス  
終ニ千八百七十年ニハ當今所用ノ法ヲ作り凡  
テ拘束ヲ除キ従前ノ諸法ヲ廢シテ新タニ外國  
人ニ許ス事左ノ如シ  
第一、各種ノ産業ヲ買ヒ或ハ相續スル事(此例ニ  
違ヘル者一二アリト虫モ甚タ瑣細ナリ)正ニ英  
國臣民ノ如シ  
第二、帰順ノ後ハ凡テ政務上其外ノ權利特恩ヲ  
享ル事  
外國人ヲ吟味スルニ内外人同坐ノ陪審ヲ以テ

スルノ例ハ此時ニ廢セリ亦至當ノ事ト謂フヘ  
シ上文ニヨリテ考フレハ千八百四十四年マテ  
ハ外國人ノ英國ニ於テ產業ヲ有スルアタハス  
或ハ二十一年ノ間借家スルモ能ハス千八百七  
十年マテハ產業ヲ相続シ又ハ英國臣民タルノ  
民權ヲ行フ能ハス又全ク英國ノ籍ニ入ル能ハ  
ス

フランスノ外國人待遇ノ法律ハ其寛大ニナリ  
シハ英國ニ比スレハ較早タシ然レモ原来嚴刻  
ヲ極メシハ他所ト同一ニシテ外國人死スレハ

其產業ヲ沒收ス之ヲ名ケテ外國人ノ相続人ト  
ナルノ權利ト曰フ又外國人ハ五「ス」ノ貨幣以上  
ヲ遺囑スル能ハス又毎年別段ニ國君ニ年貢ヲ  
納メタリ而メ千五百八十七年ニ至テ外國ノ高  
人等フランスニ住居スル者ハ帰順ノ免許狀ヲ  
願受ケサルヲ得サリシニ其價極メテ高シ又ニ  
三年後ニ其免許見改メノタメニ再度其價ヲ納  
メタリ而メ千六百三十九年ニ至テ凡テ外國人  
ハ別段ノ年貢ヲ増シテ納メタリト云フ外國人  
ノ待遇ノ嚴刻ナル事如此ト虽モ地方ニヨリテ

ハ少シク斟酌シタリタトヘハ死シタル外國人  
ノ産業ヲ没収スル事ニ破船ノ品格ヲ收ムル  
事モ亦例外ヲ以テ寛恕シタルイアリ即チ氈條  
玻璃ノ商人、并ニ製造者ノ中ヲランダ人トフラ  
ンデルス人ハ相繼テ死後産業ヲ没収セラル、  
ノ例ヲ除カレ又ボルドウツールスリランマル  
セイノ諸府ハ之ニ付テノ訴訟ニ關係セサル  
ヲ得タリ勿論右ノ死後産業ヲ没収スルノ法律  
ハ千七百八十七年マテ他ノフランス諸府ニ行  
ハレタリ此年ニ至テハ英人ノ英人ヨリ産業ヲ

相續スル事ノミナラスフランス人ヨリモ相續  
スルヲ許シ又千七百九十年ニハ彼ノ死後外國  
人ノ産業ヲ没収スルノ法モ全ク廢セリ而メ千  
七百九十一年ニハ凡テ外國人ノフランスニ於  
テ産業ヲ相續シ又之ヲ遺囑スルヲ許シタリ  
然ルニ千八百四年ニコルド、ナポレヲシラ編集  
セシカ却テ跡戻リシテ夫ノ外國人ノ産業ヲ没  
収スル法律ノ如キモフランス人ヲ待ツニモ之  
ヲ用ヒサル國ノ臣民ニ對シテハ之ヲ用ヒサル  
ヲ布告セルノミ然ルニ千八百十九年ニ至テ終

ニ之ヲ廢シテ凡テ外國人ノフランスニ在テ産  
業ヲ有シ、相續シ、且ツ遺囑スルハフランス臣民  
ト同條例ニ從フヲ許セリ  
千七百九十年マテフランスニ於テ王ノ命ニア  
ラサレハ歸順ヲ許サス蓋シ王ノ特權中ニ新タ  
ニ王家ノ臣民ヲ作ルノ權アリシ故ナリ而メ歸  
順ノ式ハ政府ノ印ヲ鈐シタル免許狀ヲ以テシ  
此事ハ議事院ニ記録シ時宜ニヨリテハ此免許  
狀ヲ取上ケタリ然ルニ千七百九十年ニ歸順ヲ  
許スノ權ハ議事院ニ委託シ其條例ヲ簡便ニシ

タリ其後コルド、ナポレオンノ律ヲ以テ歸順ヲ  
許スノ權ヲ行政官ニ移セシカ其條例ヲ稍艱難  
ニナシテ曾テ十ヶ年フランスニ住居セシ者ニ  
アラサレハ歸順ヲ許サス但シフランスニ功績  
アル者ニ至テハ政府ノ便宜ヲ以テ十年ヲ短ウ  
シテ一年ト為スヲ得タリ而メ何レノ場合ニ於  
テハ<sup>ハ七</sup>新タニ歸順ノ外國人ノ下院ニ參坐スルヲ  
許セリ然ルニ千八百十四年ニブルボン家復  
古ノ際ニフランス王此條例ヲ變更シテ歸順ノ  
愆免許ヲ授クルノ權ハ王自ラ之ヲ握リテ愆免

許ヲ授ケサレハ國人タルノ政務上ノ權ヲ得難  
シトシ且ツ所謂惣免許ハ下院之ヲ檢査シテ調  
印スベキヲ定メタリ

千八百十九年ニ別ニ一法ヲ建テ政府ヨリ當人  
ノ人品ヲ改メサレハ帰順ヲ許サス議事官ノ同  
意ノ上ニアラサレハ亦之ヲ許サストシ又帰順  
ヲ願フ者ハ既ニ成人ノ時ニ至リ且ツフランス  
住居ノ免許ヲ政府ヨリ得テ其時ヨリ十年ノ間  
同國ニ住居セシ者ニアラサレハ之ヲ許サスト  
定ム又新タニ帰順セル外國人ハ其趣キノ特法

ニ據ラサレハ下院ニ參坐スヘカラスト定メタ  
リ

今ハ外國人ノ産業ヲ沒收スルノ法律ハ隨所廢  
セサルヲナクシテ各國ニ在ル外國人モ産業ヲ  
有シ之ヲ相統シ之ヲ遺囑スルノ權ヲ得タリ然  
レ氏此等ノ條例ハ近代ノ事ニシテフランスヲ  
除キ其他ノ各國ニ取用シハ一概ニ旧弊ヲ改メ  
シニ由テ然ルニアラス互易ノ條約ニヨリテ然  
ルモノナリ

此條ニ引用スル實事ニ據リテ考フレハ改羅巴

各國ノ特リ随意ニ外國人ヲ待スルノ權アルヲ  
唱ヘシ而已ナラス極メテ近來マテ殘刻ト不公  
平ヲ極メテ之ヲ待遇シタルハ一目瞭然ナリ此  
證據ヲ以テスル時ハ日本ノ外國人ニ對シテ其  
便宜ノ方法ヲ建テ自ラ備フルモ敢テ之ヲ非議  
スベカラズ

### 領事官ノ裁判權ノ條

我領地内ノ人ト物ハ一切之ヲ管轄シテ他ノ掣  
肘ヲ受ケザルハ萬國ノ不羈獨立ニシテ品位平  
等ナルトノ理ニ出ツル權利ノ一ナリ然レモ  
リモール氏ノ言ヘル如ク此光明正大ノ例ニ違  
ヘル者二三アリ第一、領地外ノ權利ト号スル特  
權第二、マホメット教ノ國或ハ外道ノ國ニ於テ  
耶蘇教ヲ奉スル外國人ノ身分ヲ待遇ノ仕方此ニ  
ノ者ヲ以テ其最トナス右其國ノ裁判權ヲ奉セ  
サル変例ノ中第二ニ屬スル者ハヒリモールノ

説ニ曰、曩ノ久シキニヨリ又物ノ理ニ基クモノ  
ナリト云ヘリ而シテ歐羅巴洲ノ萬國公法ノ變例  
ノ始メテ起リシハ早ヤ六百年代ノ古ニ在テウ  
井シゴツツ人ノ法律書ヲ按スルニ外國商人ニ特  
許ヲ授ケ同國人ヨリ裁判役ヲ撰ンテ其吟味ヲ  
受クルヲ得セシメタリ然ルニトルキイノ帝國  
ヲ歐羅巴洲ニ建ツルニ及ンテ耶蘇教ノ各國モ  
此帝國ニ屬スル領分ト交易セシカ其自國ノ臣  
民ヲ專ラ管轄スベキ旨ノ免許ヲ蒙ル事數度、  
レアリ此免許ヲ蒙リタル道理ハ耶蘇教國ノ著

述家ノ文ヲ引テ言ハ、即テ曰フ東方ノ諸國ニ  
於テハ耶蘇教行ハレズシテ其風俗法律ノ歐羅  
巴ノ耶蘇門徒ノ道理人情風俗ト相異ナルト甚  
シコ、ヲ以テ或ニハ東方諸國ノ仁恕ニヨリ或  
ハ其微弱ナルニヨリテ免許ヲ得タリト  
カルボ氏自主ノ裁判權ヲ叙義シ然後ニ曰ク、此  
ニ論スル道理ハ耶蘇教各國中ニ相施用スルノ  
ミマホメツト教ノ人種其外東方ノ人種ハ特例  
ヲ以テ待遇スベシ蓋シ彼等歐羅<sup>巴</sup>ノ各國ニ要セ  
ラレ規則ヲ以テ之ヲ約シタルバナリ而シテ其規

則ハ則チカルボ氏之ヲ認メテ全ク変例トナシ  
約條ニ基キ又風習ノ漸ク定テ法律トナル者ニ  
基クモトナス但シカルボ氏既ニ之ヲ変例ト  
謂フト虽モ又曰クトルキイバルバリー共ニ支  
那ニ於テ領事官ノ裁判所ノ偉功ヲ奏セシヲ以  
テペルシヤモスカット日本ニ於テモ歐羅巴各  
國多クハ此裁判所ヲ設ケタリ而シテ歐羅巴各  
國ノ此三國ト取括ヘル條約ハ支那トルキイノ條  
約ト相異ナル所ナシ

ラウレンス氏曰ク西洋諸國ト独立ノ東方諸國

ト本式ノ條約ヲ結フ其交際ヲ考フルニ其用フ  
ル萬國公法ハ歐羅巴各國ノ間ニ相守ル所ノ公  
法ト相異ナル事直チニ了解スヘシト

クリユベル氏曰ク他國ノ上ニ居ラントシ或ハ  
他國ヲ卑フシ自國ヲ尊ウシ或ハ他國ニ裁判權  
ヲ施コサントスルハ共ニ万國平等ノ權利ト矛  
盾ス

フランスノグイト、デ、コンシユラー書ニハ此事件  
ヲ論スル主意モ異ナリテ其文意ヲ考フルニ其  
事件ノ議論ハ既ニ定マリ領事官ノ裁判權ハ既



ニ確定ノ權利トナレル者ノ如シ其書ニ云フ夫  
ノトルキイノ條約書ハフランス人東方居留ノ  
規則ヲ定メ極メテ便利ナルノミナラズ又トル  
キイノ政府人民ト交際上ニ發セントスル弊害  
モ多クハ良法ヲ以テ之ヲ減シタリト  
然ルニマツカロツク氏ハユルカルトノ說ヲ引  
テ曰ク歐羅巴各國ノトルキイニ於テ裁判ノ權  
利ヲ擅ニスルハ常ニ大害ヲ生ズト云ヘリ然レ  
氏又一言ヲ加ヘテ云フ斯ノ如キ奇ナル國ニ於  
テ全ク之ヲ廢除シテ可ナルヤ否未タ決シ難シ

ト  
從來ノ領地外ノ權ト云フ者ハ數百年ノ間凡テ  
耶蘓教ノ各國ノ間ニ相用ニタル者ニシテ何々  
サルハノ權利ニシテ何々ヲナスノ權利ニアラ  
ス然レハ上文ニ言フ所ノ特例ノ如キハ之ニ屬  
セズ今此ニ領地外ノ權ト云フハ國君ト公使ハ  
此特權アルニヨリテ外國ニアル氏常ニ其國內  
ニ在ルモノト見做サレ外國ノ開港場ニ在ル公  
使ノ家屋ト軍艦ノ如キハ本國ノ地ト見做サル  
曰テ之ヲ外國ヨリ之ヲ犯スベカラス之ヲ其特

権ノ効驗ノ第一トナス是等ノ事ハ歐羅巴洲一  
國之ヲ許シテアラストリアプラシヤ英ニハ  
リヤノ法律書ニモ明白ニ之ヲ掲クルナリ然ル  
ニ外國ニ在テ裁判ノ権ヲ專ラニスルハ全ク之  
ト異ナリテ其基ク所ノ論モ其種類ヲ異ニシ其  
用ニ方モ限アリテ普通ナラズ此権ハ原来トル  
キイノシエルトンヨリフランス王一人ニ許シ  
尋テ漸ク他國ノ君ニ及ボシタリト云フエビシ  
イ氏ハ此特権ヲ許シタル條約書ヲ叙義曰クシ  
エルトンノ授ケル免許書ニシテシエルトンハ

之ヲ變更スルノ権アリ然ルニ後來ノ條約書モ  
之ニ模倣シテ初メハ其條約モ廢除スヘキ者ナ  
リシカ遂ニ其性質ヲ變シテ復タ本ノ如クナラ  
ズ古ハトルキイヨリノ免許ナリシカ今ハ其條  
ヲ替ヘテ餘義ナキ契約トナリテ之ニ背クベカ  
ラス

フロサン氏ハ此事件ニ付テ今一層綿密ニシテ  
其論ニ曰クトルキイノ條約ヲ常ノ條約ノ名ヲ  
以テ称スルハ穩当ナラズ常ノ條約ト云フハ契  
約スル双方其利ヲ謀リテ約條ヲ定ムルナリ然

ルニトルキイノ條約ノ如キハ然ラストルキイ  
ノ政府全ク寛大ノ心ヲ以テ允准ノ箇條特推ノ  
箇條免除ノ箇條ヲフランスニ授ケタル者ナリ  
ハツテル氏ノ言フ所モ大同小異ニシテ其説ニ曰  
ク或ル著作者誤テトルキイノ條約ヲ以テ尋常  
ノ條約ト同視ス抑常ノ條約ハ必ラス双方ノ契  
約スル所ナリ然ルニトルキイノ條約ノ如キハ  
全ク寛典ヲ以テ一方ニ特推ノ箇條免除ノ箇條  
授ケタル者ニ過キス  
フランストトルキイノ條約ハ千五百三十五年

ヲ其始メト為シ尔来二百年間之ヲ改正スル事  
九度ニシテ千七百四十年ニ至リ其体裁ヤ、定  
マリ其條例ヲ集メテ八十五條トナス但シ英國  
ハトルキイヨリ恩典ヲ蒙リシハ千六百七十五  
年マテハ未ダ曾テコレナキヲニシテ千八百九  
年ノ條約ニ始メテ之ヲ蒙レリトルキイ此等ノ  
恩典ヲ授ケテ却テ自ラ下リシニヨリ又當時東  
方人ヲ疑フ事歐羅巴一圓ニ流行セシニヨリシ  
故ナラン歐羅巴各國協力同心ヲ公務ヲ為ス時  
モトルキイハ之ニ預カルヲ得ズタトヘハ千八

百十五年ウ井シナノ集會ニ公使ヲ出サズ千八  
百五十六年パリスノ條約マテハ集會ニ出ル  
一モ之ナシ当年始メテトルキイ政府ノ大使モ  
各國ノ大使ト同席シタリ之ニ由テ是ヲ觀ルル  
ハトルキイ千五百三十五年ニ於テ寛大ノ允准  
書ヲ授ケシト虽モ之カタメニ其國權ヲ失ヒシ  
ニモアラズ

然ルニウエストレーキ氏ノ説ニ拠ルニ此等ノ  
允准書モ始メテ之ヲ授ケシ時ニハ聊カ過度ナ  
ルト非常ナルト思ハレズト見ヘタリ其説ニ

曰クトルキイ人(●)コンスタンチノープルヲ取ル  
ノ後(●)ギリシヤ帝國ノ民法ヲ改革セントハ未タ  
曾テ思ハス征服サレタル人種ニハ故ノ民法ヲ  
繼續シテ用ヒ其州縣ニ寄留スル化外ノ耶蕪門  
徒ニハ強テコーランノ法律ニ從ハシメズト此  
説若シ誤リナク又夫ノ允准書ノ條例モ原来一  
時ノ便宜ニ從ヒ取捨ノ權已レニ在リシヲ以テ  
三百年前ノトルキイ人ハ之ヲ至当トシテ恠ヤ  
シマザリシガ今ハ取捨ノ權ヲ失ヒ確乎不救ノ  
モノトナリタレハ復タ昔日ノモノニアラズ

既ニ前章ニ言ヘルカ如ク外國ニ在テ裁判ノ權ヲ執ル道理ハ萬國公法ニ依クテ、獨立平等ノ權ト全ク矛盾スルノ一事ハ、近今ノ著述家一モ異議アルコトナシ然レモ又曰ク歐羅巴各國ノ政府ハ耶蘇教外ノ諸國ニ寄留スル已レノ人民ヲ保護セサルベカラス而シテ之ヲ保護センカタメニ特權ヲ享クヘクシテ其人民ノ待遇宜シキヲ得ルノ道外ニコレナキ間ハ之ヲ要サ、ルベカラスト

歐羅巴政府ハ此說ニ從ヒ又トルキイノ條約ヲ前

例トナシ耶蘇教外ノ諸國ト條約ニハ其臣民ノ民事刑事ヲ裁判スルノ權ヲ要シテトルキイトバルハリノ海岸ニ永ク存スル者ヲ其樣式トナシ支那ベルシヤモスカットシヤム日本ニモ條約面ニヨリテ歐羅巴領事官裁判所ヲ建立セリ  
然レモ此裁判所ノ權ハ各國皆一樣ナラズトルキイニ於ケル外國領事官ハ同國人中ノ民事刑事ハ一切之ヲ裁判ス<sup>上</sup>ト外國人ノ間ノ民事刑事或ハ外國人二人ノ間ノ民事刑事ニ於テハ

被告ノ本属ニ從テ裁判所ヲ定ム是故ニタトヘ  
ハフランス人トルキイ人ヲ被告トナシテ訴訟  
ヲ行ヘハトルキイノ裁判所ニ行クヘシ此場合  
ニ於テハフランス領事官ヨリ訊官ヲ出シテ原  
告ノ名代タラシム然レ氏近來トルキイ政府ヨ  
リ商律一卷ヲ頒行シテヨリ以來内外裁判官同  
坐ノ裁判所ヲ立テトルキイ人ト外國人トノ商  
業上ノ争論ヲ決スルヲ其職掌トナサシム(是新  
裁判所トナシテ千八百二十年以來諸國ノ公使ノ設立  
セル所謂文雜委員トハ全ク異ナルナリ)

シヤムトモスカットニ於テハ英人ト土人トノ  
争訟ハ被告ノ本属ノ裁判所ニ願出ストルキイ  
ニ於ケルカ如シ  
ベルシヤニ於テハ千八百五十五年七月十二日  
ノフランス條約ニヨリ凡テフランス人トペル  
シヤ人ノ間ノ民事ハペルシヤノ裁判所之ヲ独  
断シテ被告ノ本属ニハ聊カ關係スルヲナシ  
支那ニ於テハ外國人ト土人トノ訴訟ハ直チニ  
其外國人ノ領事官ニ願出スモシ領事官之ヲ和  
順ニ治メ難ケレハ土地ノ官吏ノ助ケヲ乞テ公

平ニ之ヲ処置ス

日本ニ於テハ初度ノ條約書ニハ支那ト同様ノ  
約條ヲ加ヘシカ後ノ條約書ニハ凡テ民事ハ被  
告ノ本國ノ裁判所ニ於テ之ヲ決スルトナレ  
リ

思フニ歐羅巴各國ノ政府ハ容易ニハ此特權ヲ  
捨ツベカラス又其臣民別ノ方術ニヨリテ同様  
ノ保護ヲ得ントラ保タサレハ之ヲ捨ツベカラ  
ス殊ニ英國政府ノ如キハ之ヲ捨ツルト尤モ遲  
カルベシ然レモ(千八百四十四年七月二日)外務

省ヨリ領事官ヘノ教訓中ニ打明ケテ言ヘルト  
アリ即テトルキイニ於ケル事情ハ耶蘓教ノ諸  
國ニ普通ノ法ノ変例ナリ蓋シトルキイ帝國ハ  
耶蘓教ノ各國ノタメニ自主權ヲ讓レリト言ヘ  
リ  
上文ノ情実アル時ハ日本モ歐羅巴ト初度ノ條  
約ニ承諾シタル裁判權ノ約ハ今還カニ廢シガ  
タシ蓋シ初メトルキイノ深切ナル允准書モ因  
襲ノ久シキニヨリテ萬國交際上ノ義務ト變メ  
之ヲ以テ亞西亞諸國ノ政府ヲ範圍スルトトハ

ナレリ

然レモ左ノ件々ハ日本ヨリ之ヲ要スルモ道理  
ニ背カス又明理学ニモ尤叶ヘリ即チ

第一、今直ニベルシヤト同轍ニ処セラル、事

第二、新律ヲ制定シテ歐羅巴ノ法学ニ基テ施行  
スル寸ハ就ハテ領事官ノ裁判所ヲ廢セント今  
ヨリ約セシムル事

日本ヲ待遇スルニベルシヤヨリ更ニ不公平ニ  
ナサントナ情実ヲ述フルト能ハシ又日本人ト  
外國人ト、争訟ハ自國ノ裁判所ヲ以テ決スル

トベルシヤニ於ケルカ如クセン事ハ西洋各國  
ノ政府ニ問フトモ恐ラクハ心配ナカルヘシ  
此書ニ引ク所ノ事實議論トモニ此一件ニ付テ  
後米記事紙ヲ書クトキモ其基礎トナシテ可ナ  
ラン



